

令和2年度 第3回 北海道私立学校審議会 諮問事項 説明要旨

〔高等学校に係る諮問事項〕

高等学校関係	
・ 広域通信制の課程に係る学則変更認可	1件
・ 廃止に係る認可	1件
・ 解散に係る認可	1件

【高等学校の広域通信制課程について】（別紙1 参照）

＜高等学校の広域通信制課程に係る認可事項＞

学校教育法第4条1項及び学校教育法施行令第23条11項により、高等学校の広域通信制課程に係る学則の変更については、認可事項となっている。

＜通信制課程における学習＞

教科書等に基づいた生徒の自学自習を基本とし、報告課題の添削指導、面接指導（スクーリング）への参加、及び学力試験により、所定の単位が認定され、卒業を認められる。

＜通信教育課程における教育の実施基準＞

文部科学省令「高等学校通信制教育規定」3条及び11条により、面接指導等の教育は、本校以外にも、「協力校」（他の高等学校）や「他の学校等」（大学、短大、専修学校及び指定技能教育施設）の施設を利用し、実施校の教員が面接指導、試験を実施することが認められている。

※ 指定技能教育施設とは、都道府県の教育委員会が指定する教育施設のこと。

学校教育法第55条の規定により、高校の定時制や通信制課程に在学する生徒は、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

諮問第3049号（1）

○ **北海道芸術高等学校（広域通信制の課程に係る学則変更認可）**

- ・ 学校法人恭敬学園が仁木町に設置する「北海道芸術高等学校」の学則変更認可申請。
- ・ 生徒のニーズに応え、教育の質の向上や教育環境の整備を行うため、「面接指導等実施施設の追加・削除」及び「施設種別の変更」を行うもの。

＜面接指導等実施施設の追加等＞

【追加】

- ・ 教育区域における生徒の面接指導等の利便性を図るため、「横浜芸術高等専修学校」（設置者は北海道芸術高等学校と同じ）を面接指導等実施施設とするもの。専修学校は、神奈川県知事が認可した施設であり、設置基準上の支障は特になし。

【削除】

- ・ 北海道芸術高等学院（横浜）が指定技能教育施設の指定解除により、指定技能教育施設から削除しようとするもの。

【施設種別の変更】

① 「札幌学習センター」について

「北海道芸術高等学院（札幌）」が指定技能教育施設の指定解除に伴い、当該施設で引き続き、面接指導等を実施するため、「学習センター」（面接指導等実施施設）に運営形態を変更するもの。

② 「東京池袋学習センター」について

「北海道芸術高等学院（東京池袋）」が指定技能教育施設の指定解除に伴い、当該施設で引き続き、面接指導等を実施するため、「学習センター」（面接指導等実施施設）に

運営形態を変更するもの。

③ 「福岡学習センター」について

「北海道芸術高等学院（福岡）」が指定技能教育施設の指定解除に伴い、当該施設で引き続き、面接指導等を実施するため、「学習センター」（面接指導等実施施設）に運営形態を変更するもの。

※ 上記、3施設については、同一施設を継続して使用することから、現地調査を省略。

諮問第3049号（2）

○ **江陵高等学校（廃止に係る認可）**

- ・ 学校法人多田学園が幕別町に設置する「江陵高等学校」の廃止に係る認可申請。
- ・ 江陵高等学校については、北海道幕別高等学校（道立）と再編し、令和元年度に北海道幕別清陵高等学校（道立）として開校。
- ・ 令和3年3月に在籍生徒がすべて卒業することから、学校の廃止に係る認可申請をするもの。
- ・ 生徒の募集は令和元年度から停止しており、令和3年度3月末をもって全員卒業する。
- ・ 教職員の処遇について、他の高等学校への転任者は11名（教員11名）、退職が4名（教員2名、職員2名）。
- ・ 生徒指導要録等は、再編校である北海道幕別清陵高等学校で保管。

諮問第3049号（3）

○ **学校法人 多田学園（解散に係る認可）**

- ・ 幕別町に所在する学校法人多田学園から学校法人の解散認可申請。
- ・ 諮問第3049号（2）のとおり、「江陵高等学校」の廃止に伴い、設置者が事業（学校教育）を行うことが不能となったことから、法人の解散認可申請があったもの。
- ・ 解散認可後、清算事務を行い、残余財産は寄附行為に基づき処分する。

〔幼稚園に係る諮問事項〕

幼稚園関係	
定員減に係る認可	13件
廃止に係る認可	14件

諮問第3049号（4）～（16）

○ **定員減に係る認可**

- ・ 学校法人長岡学園が札幌市に設置する「清田幼稚園」他12件の定員減認可申請。
- ・ 本諮問事項は、恒常的に実員が定員を一定程度下回っている幼稚園を設置する学校法人に対し、適正定員の検討を依頼したところ、収容定員の減に係る認可申請があったもの。
- ・ 今回、申請のあった幼稚園は、これまで適正な幼稚園運営を行っており、教職員数及び施設・設備について設置基準を満たしていることや、過去の実園児数の状況から、変更内容は妥当なもの。
- ・ 変更の時期は令和3年4月1日を予定。

諮問第3049号（17）～（30）

○ **廃止に係る認可**

- ・ 学校法人函館カトリック学園が長万部町に設置する「長万部マリア幼稚園」他13件の廃止認可申請。

- 本諮問事項は、本年4月又は7月から、幼保連携型認定こども園に移行する幼稚園の設置者である学校法人からの廃止認可申請。
- 幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合、認定こども園の設置認可と、学校教育法第4条第1項に定める幼稚園の廃止認可が必要。
- なお、恵庭市に園舎を移転する北海道文教大学附属幼稚園の在園児については、近隣幼稚園への転園手続きが完了しており、その他の幼稚園の在園児等は移行後の認定こども園に引き継がれるものであること。
- また、本廃止認可は、認定こども園への移行に伴うものであるため、認可の条件として、「幼保連携型認定こども園の設置認可を受けること」を付しているもの。
- 廃止の時期は、令和3年3月31日を予定（黎明幼稚園は6月30日を予定）。

〔専修・各種学校に係る諮問事項〕

専修学校関係	各種学校関係
目的変更認可 1件	0件

【専修学校の目的変更について】

- 専修学校の学科は、目的に応じた8分野のいずれかに分類。
工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養に区分される。
- 目的変更認可は、専修学校のみにある認可事項で、新たに設置する学科が、従来設置されている学科と異なる分野に該当する場合は、目的変更の認可が必要。

諮問第3049号(31)

○ 愛犬美容看護専門学校（目的変更認可）

- 学校法人工藤学園が、札幌市に設置する「愛犬美容看護専門学校」の目的変更認可申請。
- 同校では、現在、文化・教養分野に「トリマー科」、「動物看護科」、「トリマー夜間科」、「トリマー専攻科」及び「トリマー高等専攻科」を設置しているが、目的（分野）を商業実務分野に変更し、すべての既設学科を当該分野に移設するため、目的変更認可申請があったもの。
- 設置（変更）時期は、令和3年（2021年）4月1日、各学科の修業年限及び収容定員に変更はない。
- 当該校の設置当初（平成23年（2011年））は、トリミング技術に関してはカット技術や表現力等の習得を目指すカリキュラムに、動物看護においても獣医師の補助ができる人材の育成を目的としたカリキュラム構成としていたため、「文化・教養」分野として各学科を設置していたところ。
- しかし、開校から10年が経過し、昨今、ペット業界からは、顧客ニーズを掴むためのマーケティング力・コミュニケーション力を身につけた人材やマネジメントを理解し経営視点で物事を捉えることができる人材などが求められており、企業等における職業人材のニーズが変化してきていることから、これまでの「文化・教養」を主体としたカリキュラムからビジネス学やコミュニケーション学といったビジネス観点の内容を追加したカリキュラムへの変更を予定しており、それに伴い、分野を「商業実務」に変更するものである。
- 設置学科や定員数に変更はなく、教員数及び校舎面積等は設置基準を満たしていることを確認済み。

面接指導等実施施設<補足資料>

通信制課程における学習

○教科書等に基づいた生徒の自学自習を基本とし、
報告課題の添削指導、面接指導への参加、学力試験により所定の単位が認定されると卒業が認められるもの。

